

1898年	民法修正案理由書附法例修正案國籍法案不動産登記法案各理由書 第20条「自己ノ志望ニ依リテ外國ノ國籍ヲ取得シタル者ハ日本ノ國籍ヲ失フ」 提案理由「自己ノ意思ヲ以テ日本ヲ離レテ外國ノ國籍ニ入ル者ハ強ヒテ之ヲ日本人ト為シ置クモ毫モ日本ニ益ナキノミナラス國籍ノ積極的衝突ヲ生スル弊害アリ」	甲20
1950年4月4日 参議院法務委員会	新国籍法案の説明を行った牧野寛索政府委員からは新8条（現11条1項）に関する特段の言及はなく、「以上説明しました諸点を除きましては、この法案は、現行法の規定の趣旨を踏襲いたしております。」と説明された。	甲25
1950年4月5日 衆議院法務委員会	村上朝一政府委員（検事（民事局長））から、明治国籍法を廃して国籍法を新たに制定する目的は、「新憲法及び改正民法の趣旨に一致しない点を、これに合致するよう改めることに主眼」を置き、「現行法の建前をできる限り踏襲致しまして、その変更は必要最小限にとどめることといたしましたのであります。」との説明、新8条（現11条1項）については「国籍変更の自由を認めるとともに、国籍の抵触を防止することを目的とする規定であって、現行法第20条の規定をそのまま踏襲したものであります。」との説明がされた。	
1950年4月10日 衆議院法務委員会	新8条（現11条1項）に関する言及はない。	甲26
1950年4月12日 衆議院法務委員会	新8条（現11条1項）に関する言及はない。	甲27
1950年4月19日 参議院法務委員会	村上朝一政府委員（検事（民事局長））から、明治国籍法を廃して国籍法を新たに制定する目的について、「主として憲法及び民法の改正に伴って、これと憲法やら民法の明文、或いは精神と合致しない点を改めて行くというところに重点を置いて立案致したわけであります。」との説明が、新10条（現13条）について、「憲法22条第2項にあります国籍離脱の自由、これを国籍法によって明確にいたした趣旨であります。」「憲法の22条の第2項、国籍離脱の自由は、国籍不強制と申しますか、他国の国籍を持っておる者に対して、自国の国籍を強制しないという国籍法上の原則を規定したものと理解いたしておるのであります。」との説明がされた。	甲23
1950年4月21日 参議院法務委員会	新8条（現11条1項）に関する言及はない。	甲28
1950年4月24日 参議院法務委員会	村上朝一政府委員（検事（民事局長））が、新8条（現11条1項）による複数国籍防止について答弁したが、「国籍変更の自由の保障」に係る質疑及び答弁はなかった。	甲29
1973年	江川英文他「国籍法 初版」：国籍法8条（現11条1項）に関して、「自己の志望によって外国籍を取得するということは、その反面、当然に従来の国籍を抛棄する暗黙の意思があると認めるべきであるからである」と説明。	甲15
1981年頃	法制審議会国籍法部会資料「最近における諸外国の国籍法の改正の動向――両性の平等との関係を中心として――」 田中康久法務省民事局第五課長 血統主義を採用するフランスやスイス、東ドイツ、チェコスロヴァキア、シンガポール、イスラエル、チュニジア、出生地主義の米国、イギリス、オーストラリアが、 <u>複数国籍の解消に積極的に取り組んでいない旨を報告し</u> （13～63頁）、「国籍唯一の原則をどこまで貫くかは、国によって異なっている。」（63頁）、「諸外国における重国籍の取扱い、あるいはその解消方策については、各国の置かれた国内政策、国際環境の違いから大きな差異があり」「 <u>全世界的な傾向があるわけではないと考えられる</u> 」（67～68頁）と結論づけている。	「国籍唯一の原則」が国際的な原則といえない状況にあることを、遅くともこの頃までに国は認識していた。（甲53）
1981年頃	法制審議会国籍法部会資料VI 1「国籍法改正に関する問題点」 法務省 複数国籍者に対し一定の期間内に外国籍の離脱を要求し、離脱が可能なのにそれをしない者に対しては日本国籍を喪失させる、という制度の導入の可否も検討するとされていた（16～17頁）。 また、本人の意思と日本国籍喪失の関係が問題点として把握されていた（15才以上の未成年者について法定代理人の申請だけで日本国籍を喪失させることができるか、という問題意識。15～16頁）。	法制審議会国籍法部会資料VI 1「国籍法改正に関する問題点」 法務省
1981年12月25日	「秘 無期限」法制審議会国籍法部会 第1回会議議事速記録 国籍法の改正にあたり、複数国籍に関する政策を事前の発生防止から事後の解消に転換することが検討されていたにも関わらず、国籍法11条1項と新たな政策との整合性は議論されなかった（39～40頁）。 1984年改正前の国籍法下では、複数国籍となった者の複数国籍を解消する方法が本人の任意の離脱に任せるしかなく、そのことが法改正に当たって問題視されたこと。	法制審議会国籍法部会 第1回会議議事速記録 法務大臣官房司法法制調査部
1982年1月26日	「秘 無期限」法制審議会国籍法部会 第2回会議議事速記録 国の担当者である田中康久は、兵役義務のない日本では複数国籍が「困る」ことの「説明がしにくい」などと言い、複数国籍は「いろいろどうする場合に困るのかということを私どもも考えたい」と述べたうえで、部会参加委員と幹事等に対して、複数国籍ではどうした場合に困るのかを指摘してほしい旨を請うた。	日本政府は、現憲法制定により複数国籍防止を図る必要性も正当性もなくなったことを、遅くともこの頃までには認識していた。（甲9）

1982年3月2日	「秘 無期限」法制審議会国籍法部会 第3回会議議事速記録 国が各国の法制を調べたところ、外国への帰化によって当然に原国籍がなくなるという国が少なかった（33頁）。 当時の国籍法4条5号の、日本への帰化の際の複数国籍防止条件は、緩やかに運用されていた（33頁）。	法制審議会国籍法部会 第3回会議議事速記録 法務大臣官房司法法制調査部
1982年3月30日	「秘 無期限」法制審議会国籍法部会 第4回会議議事速記録 国籍法が複数国籍に関する政策を事前の発生防止から事後の解消に転換することが検討されていたにも関わらず、国籍法11条1項と新たな政策との整合性は議論されなかった（2～9頁）。 田中康久幹事は、「二重国籍者が望ましくないということは、前のメモにも書いてありますように、基本的にはそういう人は外国にも忠誠を誓わなければいけない、外国の国民としての権利も行使できるような状態の者、そういう者を日本国民として処遇しなければならないのか どうか、いわば日本国民としての権利を与え、日本国民としての義務を課す、そういうことを予定する人間であるかどうかということに絡んでいるわけですが、私個人的に考えておりますのは、そういう人たちというのは、やはり日本国民として日本国側が予定している人間かどうかということについて、若干疑問を持っているわけです」「例えば、現在我が国でも若干問題になっておりますけれども、海外にいる国民に選挙権の行使を認めようというアイデアがありまして、国によっては行使を認めている国もあるように聞いております。そうなりますと、例えば日本とアメリカの二重国籍者がアメリカにいるときに、アメリカの選挙権を行使し、しかもアメリカにいるままで日本の選挙権を行使すると、こういうのが果たしていいのかどうかと、権利の行使の点ではそういう問題があるわけですが、義務の点では果たしてどうか。」と、憲法により保障されている複数国籍の在外国民の選挙権行使に否定的な見解を示したうえで、重国籍の解消については「基本的にはなるべく認める方がいいのではないかと説明した（23頁）。	複数国籍者の在外投票に否定的な発想の官僚たちによる法改正であった。（甲54）
1983年5月14日	法務省民事局第五課に対して、国籍唯一の原則が国際的な原則ではないことを実証する意見書が提出された（永田誠「いわゆる「国籍唯一の原則」は存在するか」（1986年）94頁参照）。	甲14
1983年11月8日	「秘 無期限」法制審議会国籍法部会 第9回会議議事速記録 細川清幹事が、日本国籍取得の場合の原国籍離脱要件を全面的に削除しない理由を説明するにあたり、「一応重国籍をなるべく発生しないようにするあるいは防止すると、可能であればそうするということが一つの理念としてあるとすると、」と仮定した上で（断定せずに）、説明を行った（52頁）。細川清幹事はまた、当時の各国情勢として、外国に帰化した自国民は当然に原国籍を喪失するという国が最も多いと説明し、このような当然喪失を定める国が増えていくであろうという予想を述べた（50頁）。	甲55。細川清幹事の予想はその後、大きく外れた。
1983年12月26日	「秘 無期限」法制審議会国籍法部会 第10回会議議事速記録 国の担当者である細川清は、複数国籍者本人の「法律の不知」に配慮して選択催告を日本国籍喪失の要件にすることにした、と説明した（4～5頁）。	外国国籍を志望取得した者が「法律の不知」により日本国籍を喪失することには、配慮がされなかった。（甲5）

1984年4月3日 衆議院法務委員会	枇杷田泰助政府委員（法務省民事局長）の答弁 「一人の人間に対して複数の国家が対人主権を持つ、また主権在民の国におきましては一人の者が複数の国に対しての主権を持つということは一個の矛盾を生ずることでございますので、<u>国籍唯一の原則というのが世界における国籍を考える場合の一つの重要な原則</u>ということにされておるわけございまして、私どもも、その原則は国籍法の制定あるいは国籍法の改正に当たりまして非常に重要な準拠すべき原則であると考えております。」 「現行法のもとにおきましては、二重国籍が生ずるとするのは、生地主義国において日本人父の嫡出子が生まれるという場合に起こるのが主たる原因になるわけでございます。その点で統計的な数字を見てみますと、生地主義の国で生まれて留保届を出して日本国籍を留保する、したがって生地主義の国との重国籍になるというケースが年間二千八百人ぐらいでございます。今後、それが血統主義によりまして、どちらかの片親の血統によって国籍を取得するということの二重国籍の問題が出てくるわけでございますが、これがどの程度生ずるかというのは実はこれからの問題でございますので、推計するほかはないわけでございますが、<u>ここ三、四年の国際結婚の数字を見てまいりますと、大体年間八千組の国際結婚が行われております。そういうところから、全くの推測でございますけれども、大体年間一万人程度が血統主義によって重国籍者になる。したがいまして、生地主義との関係における数を足しますと、年間一万二千人程度の方が重国籍者として出てくるのではないか</u>というふうに考えておるところでございます。」 「二重国籍を持っていればどのような利益があるかということ、これはちょっとよくわからない点がございますが、まず国籍を持っておるということの<u>最大のメリット</u>と申しますか、それは国籍を有している国に居住したりあるいは入国したりするということが常に保護されておるという関係があるうかと思えます。そういう意味でどちらの国にも行けるということが一応のメリットかと思えます。／それから、外交保護権の面から申しますと、これは裏腹の問題になりますけれども、一応二つの国の外交保護権の保護を受ける形になっておる。これがまた逆に不利益になるという場合もあるうかとも思いますが、そういうことが主たることであるうかと思えます。／あと、<u>税金その他の関係につきましてはそれぞれ大体所得の生じたところで課税されるということ</u>でございますので、それほど差異はなかろうかと思えますが、いざというときにどちらの国でも要するに入国して居住することができるということが現実的には一番大きなメリットではないかと考えております。」 「ハーグ条約は、一口で申しますと国籍唯一の原則をうたいまして、積極的な国籍の抵触すなわち重国籍の解消、それから消極的な抵触、無国籍の解消というのをねらった条約でございます。これについて日本は署名をいたしておりますけれども、何分にも一九三〇年というかなり前の時代のことでございまして、またその後のいろいろな各国の国籍法についての立法などの動きもかなりその当時とは違った要素がございます。したがいまして、ちょっと言葉は乱暴かもしれませんが、ちょっと古くなっておるという関係でございますので、現時点では批准するということはできないのではないかと思います。そこ にうたわれております国籍唯一の原則というのはなお尊重すべき内容があるだろう、何か国籍法について考える場合には一つの大きな参考資料といいますか、考え方としては参考にすべきものであろうというふうに考えております。」 「今度の立法の姿勢といたしますと、国籍唯一の原則というものを貫くべきだという立場に立ちまして、そしてまた、これは決め手になるあれではございませんけれども、戸籍制度というものがあるためにその選択制度というものも実施をするということが我が国においては可能である。したがいまして、選択制度というものをとることによって重国籍の解消がかなりの面でできるのではないかというような発想になったことも間違いございません。／また、もう一つ重国籍の解消策といたしますと留保制度というものも昔からとっておりますが、そういうものも尊重し、あるいはその中身も少し拡大をいたしまして、あわせて重国籍の解消ということができるし、またそれを維持していきたいという考えで立案されたものでございます。」	国籍唯一の原則が世界的な原則であるという（不正確な）情報を前提に置いた説明がなされた。（甲41）

1984年4月13日 衆議院法務委員会	枇杷田泰助政府委員（法務省民事局長）の答弁 「国籍が権利であるかという点につきましては、<u>一たん与えられました国籍がその国の主権によって恣意的に奪われるということがあってはならない</u>という意味では権利だろうと思います。ただ、取得の問題として考えた場合に権利かという、私どもはそうではないというふうに考えております。／もっとも、人間である以上どこかの国の国籍があるべきであるという思想といいますか、そういう原則はあるうと思います。しかし、それは個々の、各国での国籍法を制定するときの一つの指導理念といいますか、そういうものにはなることだろうと思いますけれども、具体的な権利として国籍を取得する権利があるということは言えないのではないかと。もしそうだとすれば、ではどこの国に対する権利なんだということになりますと、これはもうわからないことになるわけでありまして。／また、側面から申しますと、国籍法は各国でいろいろな法制をとっておりますけれども、大別いたしますと、生地主義と血統主義があるわけでありまして、生地主義の国におきましては、そこで生まれた者に国籍を取得する権利があるという考え方があるのかどうかは疑問でございます。血統主義のところでも、血統的につながる者に権利があるという考え方でやっているのかどうかは問題でございます。／そういう二つの主義などがあったりしますと、人間として何かの理由で国籍を取得する権利があるという自然法的な意味でのものがあるというふうには私どもは理解できないのでありまして、やはり国籍というのは国の方で一定の要件の者に国籍を与えていくというふうな形でつくられておりますし、そういう性質のものではないかと思っております。」 「そして、最終的には成人に達してから二年の間に国籍の選択をしていただいて唯一の状態にさせていただこうという線は打ち出しておりますけれども、中間試案で発表したような、もし催告を受けて一定期間内に外国の国籍を離脱するということをやらない場合には日本の国籍を失ってしまうというような措置はとらない。したがって、<u>選択の宣言をした方については外国の国籍を離脱するように努めてもらいたいという訓示規定を置いてそういう御努力を願う。そして最終的には、どうしても両立しがたいような状態になったときには日本の国籍の喪失宣告の道を残しておくという程度にとどめておるわけ</u>でございます。／何が何でも一つのものにしてしまおうということではなくて、御本人の意思をも尊重しながら、なるべく国籍唯一の原則が全うできるような具体的な方策を選んで法案にまとめたというつもりであります。」 「十一條一項の方は、自己の志望によりまして外国の国籍を新たに取得する場合でございます。したがって、多くの場合は外国に帰化することでございます。この場合には日本の国籍を失う。要するに、積極的に外国の国籍が欲しいということでその当該外国から承認されたわけでございますので、したがって日本の国籍は形骸化するので、当然失うというのが一項でございます。／二項の場合は、重国籍を有しているということが前提でございます。その場合に、我が国の選択制度と同じような制度が当該外国にある、その外国におきまして選択の意思表示をするということになりますと、そっちの国の方を選択することでございますから、したがってそのときには日本の国籍を失うことにしたらどうか、こういうことでございます。／なお、一項と二項とが関係するといえますか、ダブるわけではありませんけれども関連するのは、重国籍者が、その重国籍でない第三国の方に志望によって国籍を取得すれば、これは一項で日本の国籍を喪失することになるわけでございます。」	日本政府は、日本国籍を恣意的に奪われることがあってはならない、と認めた。（甲7） 国籍法11条1項について、本人の意思を根拠とするのではなく、日本国籍の「形骸化」を根拠とする説明（本人の意思を直接の根拠にするのではない説明）が初めて、突如なされた。（甲7）
1984年4月17日 衆議院法務委員会	枇杷田泰助政府委員（法務省民事局長）の答弁 「それから国籍唯一の原則でございますが、これは今度の改正案におきましても各所に貫いておるつもりでございますが、その扱い方が大分変わってまいりました。<u>現行法の場合におきましては、まず二重国籍が発生しないようにというところに国籍唯一の原則の基本を置いたわけ</u>です。したがって、父系血統主義をとるということによって二重国籍が血統主義の抵触といえますか、そういうものによって起こることを防いだ、要するに予防といえますか発生防止というところに力点が置かれたのが現行法でございます。ところが、改正法では父母両系血統主義を採用するということを基本にいたしました。したがって、その点では発生防止という点では国籍唯一の原則が後退をしておるわけですが、しかしながら、その反面、今度はある一定の年齢に達するときまでにそれを解消するという事後の解消策というものが新たに出てきたわけでございます。そういう面で解消策だけをやらになりますと、あるいは国籍唯一の原則が強く強調されたというふうな印象を与えるかもしれませんが、発生防止の父系血統主義をやめたということと総合的に考えますと、むしろどちらかといいますと現行法よりは二重国籍の解消全体が強まったということはないのではないかとというのが私どもの感想でございます。」	枇杷田泰助政府委員（法務省民事局長）の答弁

1984年5月10日 参議院法務委員会	枇杷田泰助政府委員（法務省民事局長）の答弁 「我が国の国籍法におきましては、日本の国籍を持っておる者について、<u>本人の意思なしに日本の国籍を失わせるという規定は設けておりません</u>。したがいまして、一たん日本国民である以上は、これはほしいままにといひますか、恣意的に奪うということはないのが原則だといひますか、そういうことが規定を置いていないところから出てくるのではないかという考へております。」 「二重国籍を認めるべきでないというのは国籍法の中で言っておりますが、<u>国籍唯一の原則</u>というのが今これは国際的にも承認された原則であるし、それをとるべきであるということでございますけれども、なぜ国籍唯一の原則というものがあるかということになりますと、これは主権在民の国家におきましては国民というのは主権者になるわけでございます。それが数力国の主権者であるということは、それ自体世界の国全体から見ますとこれは不自然なことであります。そういう面もございますが、そのほかに、例えば兵役の義務などがある国が多いわけでございますけれども、そういうような関係で他国の兵役に服する、場合によってはそれがもう一方の国籍を持っている国との間の戦争にもなるというふうなことがありますて、大変本人も都合が悪いし、それから国としてもぐあいが悪いということになるわけでございます。そのほかにも外交保護権の行使だとか、あるいは犯罪人の引き渡したとか、そういう関係につきましても問題が生ずるわけでございまして、したがいまして、<u>重国籍</u>というのはこれはないことが望ましい、まあ原則であつて、<u>その他の理由によって重国籍になるということはやむを得ない場合に限られるだろう、それもあるべくは解消するという方策がとられるべきである</u>ということとは、これはどこの国でも考へているところではないかと思ひます。」 「私どもは<u>二重国籍</u>というのは国家というものの考へ方から望ましい存在ではないというふうに考へております。したがいまして、二重国籍者につきましては日本の国籍も持っておりますから、その面におきましては憲法十四条の法のもとの平等は原則的にかぶるといふことは、これは当然であると思ひます。しかしながら、<u>二重国籍である</u>ということは一つの特別な事情でございますので、この事実に着目をして、全体として不合理な面があれば、そのものについて特別な取り扱いをするといふことは十分にあり得ていい、むしろ<u>そうあらねばならない</u>という考へ方を持っております。したがいまして、今度の改正法案におきまして、二重国籍者につきましてはどちらかの国籍を選択しなければならないといふ、そういう特別な義務を課しますし、また重国籍者が日本国籍の選択の宣言をしていながら、なお他国において、もう一つの国籍の国において公務について、そしてその宣言の趣旨に反する場合には日本の国籍を喪失させるというような措置も、これは当然憲法の上からいつても許される、そういう範囲内のことであるといふふうに考へておる次第でございます。」	日本国籍の恣意的剥奪は許されないとする一方で、国籍法11条1項が本人の意思に反してでも日本国籍を失わせる規定だとの認識が欠如した答弁（甲8）。 「二重国籍というのは国家というものの考へ方から望ましい存在ではないといふふうに考へております」という認識を国民全員が共有しているという仮定（虚構）の上で初めて成り立つ思考。
1984年9月30日	民事月報39巻6号「国籍法の一部を改正する法律の概要」法務省民事局第五課長 細川清 「1984年国籍法改正で新設され11条2項の立法趣旨は、「（国籍法14条の）国籍選択制度と類似の制度を有する外国において、当該外国及び日本の国籍を有する者が、当該外国の法令に従い、当該外国の国籍を維持確保し、日本国籍を不要とする旨の意思を明らかにしたときは、その時に日本国籍を当然喪失することにある。」というものであり、同条項による日本国籍の喪失は本人の意思に依拠するものといへる（34～35頁）。	国籍法11条2項については「本人の意思」を考慮しているにもかかわらず、11条1項については「本人の意思」を考慮しなかった。（甲34）
1989年	江川英文他「国籍法 新版」:国籍法11条1項に関して、「厳格にいえば、個人の意思に基づく国籍の喪失でないことはいふまでもない」と述べ、以前の説明を改めた。	学説の発展と転回。（甲16）
2001年6月28日 参議院法務委員会		遅くとも2001年の151回国会までには、重国籍の容認を求める請願が提出されるようになっていた。
2003年7月17日 参議院法務委員会	房村精一政府参考人（法務省民事局長） 「（国籍法15条の選択催告について）現在まで、この催告を行ったことはございません。」	
2003年11月	「重国籍—我が国の法制と各国の動向」国立国会図書館立法調査局行政法務課 岡村美保子（「レファレンス」2003.11） 「国籍唯一の原則」が絶対的な理想とはされていない状況にある。国籍法を改正すべき時期が来ているのではないか（63頁）。 156回国会で重国籍認容を求める請願がなされた（57頁脚注（2）（3））。 国籍選択の催告が行われたことがない旨を平成15年7月17日参議院法務委員会で法務省民事局長が答弁した（58頁脚注（7））。	甲45
2004年6月2日 衆議院法務委員会	房村精一政府参考人（法務省民事局長） 「御指摘のように、国籍法十五条では法務大臣が重国籍者に国籍の選択を催告することができると定められておりますが、法務大臣がこの催告をいたしますと、期間内に具体的な選択をしないと最終的には日本国籍を失うという非常に重大な効果が生ずることとなっております。／<u>国籍を喪失する</u>ということは、その人にとって非常に大きな意味がありますし、家族関係等にも大きな影響を及ぼすというようなことから、これは相当慎重に行うべき事柄であると思つておりまして、<u>現在までこの催告を法務大臣がしたことはございません</u>。」	甲35

2005年4月1日	法務省は、2004（平成16年）度末までは、国籍選択期限が過ぎた後に国籍選択をしていないと推測される者に対して国籍選択をする必要がある旨の通知を発出していたが、平成17年度からはその通知の発出を行わなくなった。	甲141
2006年3月16日 参議院法務委員会	河野太郎法務副大臣の答弁 「二重国籍の方が外国のパスポートで日本に入ってきて日本でパスポートを取って出国すると不法残留に数字上は載ってしまいます。これは別に実害があるわけではありません」	甲43
2008年11月19日	「国籍選択制度に関する意見書」日本弁護士連合会 人権擁護委員会 法務省は、1985年に改正国籍法が施行され、国籍選択制度が導入されてから現在に至るまで、国籍法上複数国籍者に対し法律上の義務として課されている国籍選択義務を履行しない者に対する催告（国籍法15条）を実施したことはないことの理由として、「国籍選択の履行は、複数国籍者の自発的な意志に基づいてされるのが望ましい」からと説明した。	甲136
2008年11月27日 参議院法務委員会	倉吉敬政府参考人（法務省民事局長） 「（国籍法15条の選択催告について）催告をしているのかという御質問でございます。しておりません。」	
2009年5月12日 衆議院法務委員会	倉吉敬政府参考人（法務省民事局長） 「ただいま委員御指摘のとおり、法務大臣がこの法律に基づく国籍の選択をすべきことを催告した例というものは、これまでございません。／これは、催告を行った場合は、催告を受けた日から一カ月以内に日本国籍を選択しなければ、自動的に日本国籍を喪失することとなるわけでありまして、このことが、重国籍者本人のみならず、その親族等関係者の生活その他全般にわたって極めて重大な影響を及ぼすものであることから、慎重に対処する必要があるからであります。／国籍選択義務の履行は重国籍者の自発的な意思に基づいてされるのが望ましい、こう考えておりまして、法務省としては、催告をするまでもなく重国籍が解消されるよう、国籍選択制度の周知に努めているところであります。／ただし、ただしでございますが、 <u>将来的に、重国籍の弊害が現実化し、我が国の国益が著しく損なわれるようなケース、このようなケースが生じた場合には、催告の必要性というものをきちっと検討していかなければならない、このように考えております。</u> 」	甲36
2009年8月	「重国籍と国籍唯一の原則～欧州の対応と我が国の状況」参議院第三特別調査室 大山尚（「立法と調査」2009.8） 本論文が執筆された当時までに重国籍による弊害とされてきたことが現実問題化した事例はない（113頁2行目以下）。 「例えば、国内においては、現行の国籍法がとっている国籍選択制度等による重国籍防止策を維持するが、主に国外に生活の拠点を有する者については、日本と居住国の重国籍を許容するといったような対応も考えられる」（118頁）	甲46
2013年6月	「戸籍時報No.698」国籍相談No.420 法務省民事局 民事第一課 職員 ペルー共和国国籍法第2条第3号の解釈に関し、外国にて出生し、父母のいずれか一方が出生によるペルー人で、未成年の間にペルー領事館で所定の登録が行われた者については、国は「自己の志望によつて外国の国籍を取得」した場合に当たると解していた。	甲59
2015年2月	「戸籍時報No.722」国籍相談No.429 法務省民事局 民事第一課 職員 ペルー共和国国籍法第2条第3号は、外国にて出生し、父母のいずれか一方が出生によるペルー人で、未成年の間にペルー領事館で所定の登録が行われた者については、出生によるペルー人であると定めているとして、この場合、我が国国籍法11条1項の「自己の志望によって外国の国籍を取得した」には当たらないと解されたとした。つまり国は2013年6月に示した解釈を変更した。	甲60
2019年3月5日	2018年2月25日に始まった、外国国籍志望取得者が日本国籍を保持するか放棄するかを選択できるように国籍法11条1項を改正することを求めるインターネット署名で、2019年3月3日時点での賛同署名3万4762名分（署名者の居住国123カ国、1万7564名は日本国内居住）が、2019年3月5日、法務省民事局に提出された。	
2021年9月16日	「日台複数籍者の国籍選択に関する人権救済申立事件 調査報告書（勧告書 日弁連総第25号）」日本弁護士連合会 人権擁護委員会 法務省は、日本国籍の選択宣言の後に行うべき国籍法16条1項の外国籍離脱の努力の履行については、「個別に確認しておらず、把握もしていない」 法務省は、1985年に改正国籍法が施行され、国籍選択制度が導入されてから現在に至るまで、国籍法上複数国籍者に対し法律上の義務として課されている国籍選択義務を履行しない者に対する催告（国籍法15条）を実施したことはない。	甲6